

## 八王子市小児感染症サーベイランス事業実施要綱

### (目的)

第1条 小児感染症サーベイランスとは、市内定点医療機関の報告から、小児感染症の発生動向の状況を把握し、情報の集計、分析並びに発信することにより、感染症のまん延予防に役立てる事業のことである。本事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条から第16条に基づき、小児感染症サーベイランスを実施し、八王子市内における小児感染症の予防及びまん延の防止を図ることを目的とする。

### (実施体制)

#### 第2条

- 1 本事業は、八王子市医師会（以下「医師会」という。）と八王子市保健所（以下「保健所」という。）との協働により行う。
- 2 医師会は、小児感染症情報を収集するために定点医療機関を選定する。
- 3 定点医療機関は、別紙様式1により、別表1に定める各疾患について、毎週月曜日（休日の場合は翌営業日）までに直前の1週間（月曜日から日曜日まで）小児感染症診断数を保健所へ通知する。
- 4 保健所は各定点医療機関からの通知を統計処理し、必要な情報は、関係機関へ提供するとともに、市のホームページに掲載し、市民に対して広く周知する。

### (小児サーベイランス検討会)

#### 第3条

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、八王子市小児感染症サーベイランス検討会（以下「検討会」という。）を開催する。
- 2 検討会は、小児感染症について、次に掲げる事項を検討する。
  - (1) 発生動向に関すること。
  - (2) 情報発信に関すること。
  - (3) 発生動向調査の評価に関すること。
  - (4) その他、感染症予防に関すること。
- 3 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 八王子市医師会会員（定点医療機関の小児科医師）
  - (2) 別表2に定める関係職員
  - (3) その他、保健所長が必要と認める者
- 4 検討会は、保健所長がこれを認めたときに招集する。
- 5 検討会の庶務は、保健所保健対策課において処理する。
- 6 参加者は、検討会で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。検討会を終えた後も同様とする。

### (対象疾患)

第4条 本事業の対象とする疾病は別表1に定めるものとする。

(情報の保護)

第5条 八王子市保健所長は、情報の正確性および個人情報の保護の確保などに慎重に配慮し本事業により蓄積された情報の管理を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業について必要な事項は、保健所長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

別表1 (第2条(3)、第4条関係)

感染症サーベイランス事業対象疾患

1	RSウイルス感染症
2	咽頭結膜熱
3	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
4	感染性胃腸炎
5	水痘
6	手足口病
7	伝染性紅班
8	突発性発しん
9	ヘルパンギーナ
10	流行性耳下腺炎
11	不明発疹症
12	MCLS(川崎病)
13	マイコプラズマ肺炎
14	インフルエンザ

別表2 (第3条(3)関係)

関係職員

学校教育部保健給食課長
こども家庭部保育幼稚園課長
健康部長兼保健所長
健康部 保健対策課長